平成２５年（フ）第１１５号
福岡県田川市大字奈良260番地２　野田コーポ502
債務者　前田　英伸
1　決定年月日時　平成26年１月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月10日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３４９号
盛岡市東黒石野３丁目４番16号　タウンハウスＬ101号、旧住所盛岡市安倍館町９番29号岸コーポ201号
債務者　山岡　嘉子
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７７０号
宮城県多賀城市大代５丁目21番１号
債務者　南部あけみ
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
山形県鶴岡市本町３丁目１番22号
債務者　佐藤　正躬
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第４７２号
茨城県笠間市上市原2654番地２
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第４８３号
茨城県水戸市河和田町945番地の２　シティハイムＹＡＳＡＫＡ102号
債務者　内藤　和子
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第２９号
群馬県沼田市久屋原町110番地１　リネアＡ―201号
債務者　矢部　哲宏
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第５７１号
兵庫県加古川市尾上町今福167番地の１　アメニティーパレス303号
債務者　西山　正徳
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５７７号
兵庫県姫路市御国野町御着1052番地１　アルカンシェール105号
債務者　白井　雅章
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５８０号
兵庫県姫路市西庄甲177番地１　西庄住宅１―105
債務者　小林　紋雄
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１０４９号
広島市安佐北区亀山南５丁目36番６号
債務者　林　　珠美（旧姓森末）
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６４号
広島市佐伯区五日市５丁目７番64―214号
債務者　藤原　壽巳
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１４０号
広島市西区中広町１丁目18番28―1115号
債務者　種　　正司
1　決定年月日時　平成26年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４９号
香川県木田郡三木町大字氷上964番地14　フラワーみき102号室
債務者　梨本　照夫
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９８号
香川県綾歌郡綾川町陶3337番地４
債務者　藤澤　　博
1　決定年月日時　平成26年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０号
静岡県菊川市赤土1464番地の６　アコナ102
債務者　天野　昌俊
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第５１号
静岡県掛川市矢崎町１番地の10　レオパレス桔梗208
債務者　大村　美咲
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
静岡県菊川市上平川1318番地　メゾン美果Ａ―102
債務者　安竹由美子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成26年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月12日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係